

除染対象地域の皆様へ

一般住宅等の除染についてのお知らせ



郡山市 生活環境部
原子力災害総合対策課
電話 024-924-4731

1 除染の対象・期間等について

除染対象	市街化区域：対象地域内の住宅、店舗、集合住宅等の建物、駐車場 市街化区域以外：対象地域内の建物及びその宅地、住宅の周辺
除染期間	平成27年3月以降に準備が整い次第開始～平成27年9月末まで（予定） ※詳細日程については後日除染事業者から連絡があります。
農地について	農地については、郡山市農業振興課で実施する農地除染の対象となりますので、今回の一般住宅等除染の対象外となります。詳しくは、郡山市農業振興課（024-924-3761）にお問い合わせください。

2 除染実施の流れ

除染実施から終了までの流れについては次のとおりです。

(1) 除染実施に係る同意手続き

- 同意とは、除染対象となる土地・建物に係る調査・立会いや除染作業に伴う作業員の立ち入り、除去土壌の保管等に関するものであり、事前に同意をいただけた方の土地・建物について、除染を実施いたします。
- 同意書は、郵送等により御提出をお願いいたします。

(2) 事前調査（測定）・立会い

- 除染実施前に、郡山市が委託した除染事業者が敷地内の空間放射線量率の測定を行い、その後、測定結果を踏まえ除染の進め方について、除染事業者との立会いをお願いいたします。立会いは、「事前立会シート」に沿って行い、作成した事前立会シートの写しを所有者様にお渡しいたします。
 - 除染作業前後の立会いについて、都合により立ち会うことができない場合は、代わりに立会いができる方への委任をお願いいたします。（その場合には、同封の委任状を同意書と併せて提出願います。）
- ※立会いは、立会い者と日程調整の上で実施いたします。

(3) 除染作業実施

※事前の空間放射線量率の測定の結果、高さ1mで平均0.23 μ Sv/h以上の場合は、次の作業項目を全て実施いたしますが、高さ1mで平均0.23 μ Sv/h未満の場合は、高さ1mで0.23 μ Sv/h以上の箇所を部分的に除染いたします。

作業項目・手順

①雨樋（横樋の堆積物の除去・拭き取り）

②庭木（常緑樹の剪定）

③コンクリートたたき等（吸引式高圧洗浄）

④庭（落ち葉、表土、砂利の除去、芝の深刈り等）

- 除染作業の主な項目は次のとおりです。作業手順は、基本的に、高所から低所へ順に行います。
 - 高圧洗浄等による排水は、回収し適切に処理します。
 - 表土を除去した場合は山砂、砂利を除去した場合は碎石の敷き均しによる復元を行います。
- ※屋根の除染については、モデル除染の結果、①室内の空間放射線量率に及ぼす低減効果が低かったこと、②放射性物質が既に雨などにより流れていること、③除染作業により屋根面を損傷させてしまうことなどの理由により実施いたしません。
- なお、陸屋根については、空間放射線量率を測定した上で、その汚染状況に応じ、除染いたします。

○作業イメージ写真



雨樋



庭木の剪定



吸引式高圧洗浄



表土除去

(4) 除去土壌等の保管

- 作業に伴い発生する除去土壌等については、次の①又は②の方法により、同意者（所有者等）の指定した場所（敷地内）に、現場保管（一時保管）いたします。（原則は、①の地下保管の方法になります。）

①地下保管（敷地内に穴を掘り、地面の下に保管できる場合）

遮蔽率約98%

除去土壌等を防水性と耐久性があるフレキシブルコンテナ、または、遮水シートで包み、敷地の地下に仮埋設します。放射線を遮蔽するため、厚さ30cm程度の覆土を行います。

②地上保管（敷地内に地下保管の穴が掘れない場合等）

遮蔽率約90%

除去土壌等をドラム型容器に入れ、地上に配置し、放射線を遮蔽するためにきれいな土を充填した容器で囲います。

※国が設置する中間貯蔵施設へ搬出するまでの間か、仮置場が設置されるまでそのままの状況で保管いただくこととなります。

○保管イメージ写真

地下保管（2種類） ※現場状況によりいずれかの方法となります。



掘削



フレキシブルコンテナ
（1袋当たり約1㎡）



遮水シート

又は、

地上保管（1本あたり約0.12㎡ 高さ約1m、直径約80cm）



容器を設置



容器の隙間に土を充填



シートで容器を覆う

(5) 事後測定・立会い

- 除染実施後に、除染実施前に測定した同一箇所で空間放射線量率の測定を行います。その後、除染事業者が作業内容等を記載した「事後説明シート」、除染前後の空間放射線量率を記載した「放射線量測定結果一覧」を作成し、除染作業結果の確認のため、所有者様へ個別に説明をさせていただきます、終了となります。

3 実施に関するお願い・その他

- ・除染作業前の立会いは、除染期間内に実施しますが、土地・建物ごとに日程が異なります。御連絡が除染期間後半になる場合もありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・スムーズに除染作業を進めるため、事前に敷地内の財物の整理、不要物等の片付けを可能な限りお願いいたします。
- ・除染作業に伴い騒音や周辺交通の混雑等の御迷惑をおかけしたり、車両の移動等をお願いする場合がありますので、御理解と御協力をお願いいたします。
- ・除染作業を実施している間及び除去土壌等を保管している間、所有（管理）する土地・建物について利用ができなくなったことに起因する営業等の損害について、補償はできません。
- ・作業中に誤って作業員が、建物の一部を破損した場合等に備えて、除染事業者には、損害賠償保険への加入を義務付けております。
- ・除染作業実施に当たっては、電気・水を使用いたしますが、除染事業者が発電機、給水車を準備し対応いたしますので、敷地内の電気、水道を借用することはありません。また、トイレに関しても、休憩所、移動式の簡易トイレを準備して対応いたしますので、敷地内のトイレを借用することはありません。
- ・作業員に対してのお茶出し等のお気遣いは不要です。
- ・今回の除染実施に当たって、所有者様の費用負担はありません。万が一、不当な費用を請求された場合には、原子力災害総合対策課まで御連絡ください。力をお願いいたします。
- ・今回の除染作業に伴う線量測定では、室内の測定は行いません。室内の線量を確認したい場合には、放射線量測定事業を御活用ください。（電話 024-924-5400）

4 一般住宅等除染の結果について

平成24年度発注分（1工区から4工区）の除染の結果については、次の表のとおりです。

※空間放射線量率の測定は、全て高さ1mで実施しております。 単位（ $\mu\text{Sv/h}$ ）

地表の種類	1・2工区平均			3・4工区平均		
	除染前	除染後	低減率	除染前	除染後	低減率
アスファルト	0.47	0.31	34.0%	0.37	0.25	32.4%
コンクリート	0.42	0.26	38.1%	0.33	0.21	36.4%
土面	0.67	0.34	49.3%	0.52	0.28	46.2%
砂利面	0.59	0.28	52.5%	0.46	0.23	50.0%
芝	0.78	0.35	55.1%	0.57	0.26	54.4%